

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第94号

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「第7条第1項」を「第7条第2項」に，「報酬」を「年額報酬」に，「2回に分けて」を「次に掲げるところにより」に改め，同項ただし書を削り，同項に次の2号を加える。

- (1) 年額報酬は，2回に分けて支給する。ただし，次号の規定の適用がある場合は，一時に支給することがある。
- (2) 就職若しくは退職（死亡によるものを含む。以下同じ。）をした年又は異動があった年は，月割りにより計算した額を支給する。

第3条第2項を次のように改める。

2 条例第7条第3項及び第4項に規定する出勤報酬及び機関報酬は，4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各区分による期間ごとに算定し，及び支給する。ただし，退職をした団員に対しては，一時に支給することがある。

第4条第1項各号列記以外の部分中「手当」を「費用弁償」に，「次に掲げるとおり」を「1回1，200円以内」に改め，同項各号を削り，同条第2項本文中「手当」を「費用弁償」に，「6箇月ごとに算定するものとし，その支給回数は年2回とする」を「各区分による期間ごとに算定し，及び支給する」に改める。

第7条の見出し中「簿冊」の右に「又は電磁的記録の整備」を加え，同条第8号を次のように改める。

- (8) 出勤回数等一覧

第7条に次の1項を加える。

2 前項の書類及び簿冊は，同項各号に掲げる書類及び簿冊と同等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって代えることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(消防局総務部消防団課)